

滑空機の飛行教育に関する達を次のように定める。

平成23年4月1日

防衛大学校長 五百籬頭 眞

滑空機の飛行教育に関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）が実施する滑空機の飛行教育に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自衛官 大学校に所属する自衛官をいう（臨時に大学校において勤務することを命ぜられた者を含む。）。
- (2) 飛行教育 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第3条第2項に掲げるG操縦士又は検定操縦士及び教官操縦士の資格に関する達（平成23年防衛大学校達第10号）第2条に掲げる教官操縦士の資格を取得するための教育訓練をいう。

(飛行教育の目的)

第3条 大学校における滑空機の飛行教育は、自衛官に対し、滑空機の操縦に係る知識及び技能を付与することを目的とする。

(防衛大学校長の職責)

第4条 防衛大学校長は、防衛大臣の定める方針に基づき、滑空機の飛行教育に関し、基本的な事項を指示し、その実施を監督する。

(訓練部長の職責)

第5条 訓練部長は、大学校が行う滑空機の飛行教育に関し、計画を作成するとともに、滑空機の飛行教育を行う。

(滑空機の飛行教育の講習)

第6条 滑空機の飛行教育の講習として、大学校に別表に示す滑空機操縦講習及び滑空機操縦教官講習を置く。

2 滑空機操縦講習及び滑空機操縦教官講習の実施基準は別に定める。

(配当時間の修正)

第7条 訓練部長は、別表に示す各講習の配当時間の基準に対し、10パーセント以内の修正を防衛大学校長の承認を得ることなく実施できる。

2 前項の範囲を超える加減修正を必要と認める場合には、あらかじめ防衛大学校長の承認を得るものとする。

(講習履修者の選考)

第8条 講習履修者の選考は、防衛大学校長が行うものとする。

(講習履修者に対する教育の停止)

第9条 防衛大学校長及び訓練部長は、自衛官が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自衛官に対する講習の教育を停止することができる。

- (1) 疾病等のため、講習履修の見込みのない場合
- (2) 成績が不良で所定の基準に達する見込みのない場合
- (3) 自衛官としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他当該講習を履修する自衛官として不相当と認める場合

(委任規定)

第10条 この達に定めるもののほか、滑空機の飛行教育に関して必要な細部事項は、訓練部長が定めるものとする。

附 則

1 この達は、平成23年4月1日から施行する。

2 防衛大学校における専決及び代決に関する達（平成5年防衛大学校達第9号）の一部を次のように改正する。

別紙第1 訓練部長専決事項訓練課所掌事務の項に次の1号を加える。

(10) 滑空機の飛行教育に関する達（平成23年防衛大学校達第12号）第6条の滑空機操縦講習及び滑空機操縦教官講習の教育実施基準に関すること。

別表（第7条関係）

滑空機の飛行教育の講習

講習名	教育期間 (基準)	配当時間	講習履修者の資格	教育目標
滑空機操縦 講習 (長期)	15週間	56.5時間	航空従事者技能証明「高級操縦士」、「上級操縦士」、「操縦士」、「上級L操縦士」又は「L操縦士」のいずれかの資格を保有する者（以下「操縦士等」という。）	1 滑空機の基本操縦法を修得させる。 2 G操縦士の資格を取得させる。
滑空機操縦 講習 (中期)	7週間	27.0時間	操縦士等のうち国土交通大臣が行う自家用操縦士（滑空機・上級）の技能証明を受けている者	
滑空機操縦 講習 (短期)	2週間	6.5時間 (操縦士等以外は、9.5時間)	国土交通大臣が行う事業用操縦士（滑空機・上級）の技能証明を受けている者	
滑空機操縦 教官講習 (長期)	12週間	65.5時間	G操縦士のうち、滑空機操縦教官講習の学生の資格で中期、短期の区分に該当しない者	1 滑空機の操縦に関し専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。
滑空機操縦 教官講習 (中期)	7週間	38.5時間	G操縦士かつ「航空自衛隊の基本教育に関する達（昭和41年防衛庁達第18号）」別表第2に定める飛行教育各課程のうち、「上級操縦教育」を修了した者	2 G操縦士の資格を取得させる。 3 教官操縦士として必要な知識及び技能、特に教育能力を修得させる。
滑空機操縦 教官講習 (短期)	2週間	9.0時間 (航空自衛隊の上級操縦教育未履修者は、11.0時間。操縦士等以外は、13.5時間。)	国土交通大臣が行う操縦教育証明（滑空機）を受けている者	